

令和元年度 第2回臨時総会 議事録

開催日時	令和元年5月8日（水） 午後2時30分～午後3時25分
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6階 会議室
出席委員	西野幸一 池澤 誠 西本統洋 加藤孝幸 高橋政継 廣井千里 中島義幸 大野 哲 久保田彦昭 山崎茂盛 竹内義昭 中島正根 山本和正 松田 環 上田 博 久保壽美男 川澤一博 矢野 強 以上18名
欠席委員	中山忠明 以上1名
事務局	長岡事務局長 岩崎次長 堀内係長 長澤主任 山崎主任 廣末主事 以上6名
議 題	議案第1号 平成30年度事業報告について 議案第2号 令和元年度事業計画（案）について 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

開 会	大野哲会長が議長となり、開会を宣す。(午後2時30分)
議事録署名委員	議長が、西本統洋委員、松田環委員を指名する。
議 事 議 長 岩崎次長	それでは、お手元に配付いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。 「議案第1号 平成30年度事業報告について」事務局より説明願います。 それでは、議案第1号の平成30年度事業報告についてご説明します。 議案第1号の資料をご覧くださいいただけますでしょうか。 今回、議案として提出しておりますのは、平成30年度事業報告の台割案と前書き部分の概況の案のみとなっております。現在、平成30年度の事業報告につきましては、令和元年5月20日開催予定の定期総会に向けて事務局各係で分担して編集を進めているところですが、今からご説明します事業報告の台割案等でこのまま作業を進めてよいかを伺うものです。 平成30年度事業報告案で変わった点は、前年度までは農政部会、農地部会のそれぞれの部会ごとに分けて事業報告を取りまとめておりましたが、農業委員会法の改正によってそれまでの部会制度も廃止されましたので、今回から事業報告の構成を変えることとしました。 事業報告では「事業報告」と「資料編」に分けて編集し、「事業報告」はお手元の資料のように、前書きにあたる概況の後に、「1 農業委員会諸会議の開催」、「2 関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」、「3 農地法関係許可申請等の処理状況」、「4 農業経営基盤強化促進法関係の利用権設定等実績」、「5 農地取得の下限面積」、「6 農地等の利用の最適化の推進に関する活動」、「7 移動農業委員会」、「8 農地利用最適化推進委員の委嘱」、そして最後に「9 農業委員会所掌事務に関する活動」の大きく9項目に渡る平成30年度に行った事務・事業についての報告を取りまとめることとしております。 一方、「資料編」では先ほどご説明しました事業報告に関連する資料を添付することとしておりまして、その年度における農業委員会活動の変遷がわかるようにしたいと考えております。 なお、事業報告の概況案につきましては、お手元の資料の4ページに掲載しており

岩崎次長	ますが、内容は新体制となって農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して活動を行い、今回の制度の変更によって心配されます事項について改善・強化を図る一方で、農地の利用状況調査の拡充や農地銀行の運営強化等による「遊休農地の発生防止」「担い手への農地集積」に向けた取組や、「新規就農の促進」では関係機関・団体と連携して新規就農者との意見交換会や空き園芸用ハウスの調査、農地等のあっせんに取り組んだ農地利用の最適化の推進に向けた活動を報告し、さらに、高知市農業協同組合と連携して、生産緑地制度を活用した市街化区域内農地の保全に向けて市長への意見書等を通じて行政機関に働きかけたことを取り上げております。 なお、定期総会の議案書となる原稿は、運営委員会で最終チェックを受けたいと考えておりますので、このことも含めましてご了承いただければと思います。 以上で、事務局から議案第1号についての説明を終わります。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。 続きまして、「議案第2号 令和元年度事業計画（案）について」事務局より説明願います。
堀内係長	5月20日開催の定期総会の議案として提出するために、本年度の事業計画の事務局案を作成いたしました。本日の案は4月19日、22日の各事前審査会において説明したものを、農業委員・農地利用最適化推進委員からいただいた意見をもとに修正を加えたものですが、大きな変更点はありません。 まず、1ページをご覧ください。

堀内係長

上段に文章で記載しておりますが、高知市の農業の現状は、農業者の減少・高齢化が進み、地域の特性と農地の利用状況に応じた対策が必要であり、今後は担い手農家の増加による安定した農業経営の拡大が重要であるとして、現体制での最終年を迎える今年度は、大きな新規の取組を実施するまでには至りませんが、事業計画について旧の部会制を基本とした委員会全体・農地・農政の組立を見直し、これまでの取組を遊休農地の発生防止・解消、農地の集積・集約、新規参入の促進を柱としてまとめ直した案としております。

中ほどの表にあるとおり、今までの取組過程として、新体制となって1年目は「体制づくり」として農業委員・農地利用最適化推進委員の連携した活動、関係規定の改正・会議等の体制づくり、指針の作成など、2年目である昨年度は「活動の基礎づくり」として農地の利用状況調査・利用意向調査の拡充、農地銀行の運営強化など、そして最終年の3年目となる今年度は現体制での「活動の実績づくり」として指針の目標達成に向けた取組を事業計画としております。

「1 基本方針」は昨年度と同じく指針に則したものとし、農地を荒らさず農地を守る「遊休農地の発生防止・解消」、農地の効率的な利用につながる「担い手への農地利用の集積・集約化」、将来の地域農業を担う「新規参入の促進」の3つに農業委員・農地利用最適化推進委員が連携して取り組みます。

「2 活動計画」の項目としましては、1ページ下段から3ページにかけての(1)が指針に基づく①遊休農地の発生防止・解消、②担い手への農地利用の集積・集約化、③新規参入の促進のための取組で、遊休農地の発生防止・解消では、農地の利用状況調査の拡充、地区によっては農業委員会協力員を委嘱して行いますが、利用意向調査の実施、農地銀行等によるあっせん、また担い手への集積・集約化として、3ページのイには、春野地域の取組として、中古ハウスを担い手に結び付けるために園芸用ハウスの営農意向調査の実施、新規就農者との意見交換、「人・農地プラン」など地域の話し合いを通じた担い手支援などを行うことによって、農業委員会法に規定された「農地等利用の最適化の推進」に取り組むこととしております。

なお、①～③については、まだ数値を集計中ですが、それぞれ現状と今年度の数値目標を記載する予定となっております。

3ページ下段から4ページ中ほどまでが、(2)農地法等の申請等処理事務となっており、農地総会での審査を中心とした事務対応について記載しております。

堀内係長	4 ページ中ほどは、(3) 意見書による政策提言としまして、移動農業委員会等での意見聴取を踏まえて、農業振興施策検討委員会での要望検討を行い意見書を作成し市長に提出することとしております。 一番下の行から 5 ページにかけて、(4) 視察研修及び研修会の実施で、先進地視察研修、全体会を実施し、情報収集と委員としての研鑽や連携強化につなげることとしております。 5 ページをご覧ください。 (5) 農業者年金事業は農業者の安定した老後生活への備えとするために加入促進に努めます。 (6) 来年 7 月の任期満了に伴う農地利用最適化推進委員の募集につきましては、欠員となる地区がないよう、委員会として候補者の掘り起こしに取り組むこととしております。 6 ページをお開きください。 (7) 広報活動の実施として、情報みどりのまち、ホームページを活用した農業委員会活動の見える化を図ります。 (8) 相続税・贈与税納税猶予制度への対応、(9) 農地台帳の整備及び農地情報の提供等、また、6 ページ下から 7 ページにかけて、(10) その他の事務等となっておりますが、それぞれに具体的な取組を記載しております。 また、数値目標や実施目標を設定することができる項目・取組につきましては、その目標数値を記載することとしております。 本日の臨時総会で委員の皆さんのご意見等をいただき、最終案を 5 月 20 日の定期総会で諮ることとなりますので、よろしくお願いいたします。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
中島（正）委員	一つの大きなものとして「農地利用の最適化」ですが、基本方針の 1 番目に農地を荒らさず農地を守る「遊休農地の発生防止・解消」、2 番目に農地の効率的な利用につながる「担い手への農地利用の集積・集約化」、3 番目に将来の地域農業を担う「新規参入の促進」とありますが、順番でいうと国の方は 2 番、1 番、3 番の順に書いて

中島（正）委員	おります。今は人・農地プランに積極的に行かないといけないと参議院で審議されておりますので、そっちを謳うべきだと思います。3ページにも人・農地プランの地域の話し合いのことが書いてあり、6ページの(10)に「その他の事務等」とありますが、ここにも同じような人・農地プランのことがあり、どういったことをするのか分かりません。担い手への集積・集約化の数字が出ていますが、布師田で移動農業委員会がありまして、9%か10%の数字が出まして地区の人がもっと担い手へ集積できているのではないかという質問がありました。高知市全体の集積率は9.5%とか10.5%だと思いますが、推進委員もおりますので、地区ごとに耕作面積がこれぐらいで、集積がこれぐらいで、その内の認定農業者がこれぐらいというようなデータが、今後の農地利用の最適化に対する基礎資料としてあったらどうかと思います。農地利用の最適化で重要なことが、その土地を誰が持っていて誰が作っているかということで、農地台帳の整備については、どのようにやっているのか、以上が感想と質問でございます。
長岡事務局長	基本方針の3つについては、皆さんから意見をいただきまして指針を作成しまして、それに準じた内容となっております。もう一つご指摘の人・農地プランにつきましては、同じ文章を複数回使うということで「再掲」という文字が抜かっておりました。大変失礼いたしました。他にも同じ文章が複数回出てくる箇所がございますが、申し訳ありません。
岩崎次長	農地台帳については、ある一定の基準を満たす農業者の方から登録の申請があるごとに更新しております。出入り作などで他市町村から入ってくる場合もありますし、入ってくる情報に対してその都度農地台帳の更新をしております。農地台帳は個人だけでなく世帯員で名簿を作っておりますので、先ほど言ったような追加や資産税のデータの移入があり、その都度農地台帳の整備をしております。農地台帳の内容等については、農地法等に規定されておりますので、それに基づいて管理等を行っております。
中島（正）委員	農地台帳は農業委員や農地利用最適化推進委員も見ることができますか。

岩崎次長	もちろん見ることはできます。個人情報になってきますが、一定のデータについては一般の農業者も閲覧して見ることはできます。
中島（正）委員	各地区ごとにデータを入れることができるということですか。
岩崎次長	その質問については、農地台帳の管理上、皆さんが行っている農地パトロールで遊休農地の調査をしておりますので、そのデータが入ってくることになります。まだ作業には入っておりませんが、各地区ごとにデータを拾えるのではないかと思います。そのように農地台帳の管理をしていって今後皆さんにお示しをして対策等を考えていきたいと思っております。
中島（正）委員	高知市の集積率が10%として目標を15%、国の目標は50%～80%としております。高知県は目標がどれくらいなのか分かりませんが、指針を作成して達成することができなかったときのペナルティのようなものはありますか。
長岡事務局長	県や国の方から集積率を上げてくれと要請がきております。最近の新聞でもよく見ますが、農地中間管理機構を交えて実績としてきちんと出ている分についてはこの数字でやむを得ないです。高知市農業委員会としましては、農地銀行のやり方も含めて全体として集積率を上げていき、最終的には農地が欲しいという方に農地が行くことが一番の目標ですので、数字は数字として上げていかなければなりません、最終的には実績として必要な方に農地が動いていくことが一番大事だと考えております。
中島（正）委員	目標が未達成の場合のペナルティはありますか。
岩崎次長	まだ市町村の農業委員会段階までは、国や県からの指導はないと思います。農地中間管理機構のレベルになると国が目標としている集積率 50%～80%に対して各県の農地中間管理機構が目標を立てております。高知県の場合は 50%と記憶しておりますが、その到達度を検証しながら、それぞれの事業を進めていると聞いております。市町村については未達成の場合のペナルティというようなものは今のところありません。ただ、昨年度作りました指針につきましては、農業委員会の交付金以外で新制

岩崎次長	度に基づいて農地利用最適化交付金が交付できるようになっておりまして、その交付金をもらうにあたって基本的には指針を作成しなければならないとなっております。そういった縛りはありますが、達成率などそこまで求めているわけではありません。これが将来どのように変わってくるかは注視しないといけないところです。
議 長	農地台帳につきましては、土佐山地区でも質問がありまして、選挙制度があったときは農業委員会で毎年1月に地元の選挙人名簿を見ながら、誰がどれだけ作っているのかという台帳で確認しておりましたが、それがなくなりましたので、台帳管理については、今説明されたとおりの現状になっております。そんな中で国から人・農地プランの実質化についての話が今年末までに出てくると思いますが、実質化とはどういうことなのかということが台帳の整備に繋がってきます。高齢者がどこでどれくらい作っているのか、貸す意思があるのかという調査をするのが実質化ということだと思います。そういったことを各地区で今年度はやらなければならないということですが、まだ農林水産部と農業委員会との話し合いができておりません。今後きちんとした話し合いができてからでは遅いですが、「来年度に向けて実質化することをやっていこう」ということが端々に出ております。その辺はご理解をいただきながら、農林水産部と話し合いながら進めていくという方針でありますので、各地区で重点地区をつくって、「ここは最初からしっかりとやっていこう」ということをやっていきたいと思えます。また、補助金等につきましても高知県は50%以上の集積が目標という方針でございますし、担い手がいらないといけないという状況でありますので、特にそういったことを重点化する地区は実質化に向けてやっていかなければなりません。重点化する地区については、農業委員会と農林水産部が話し合いをしながら進めていこうと思えます。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、先ほどの意見を踏まえながら計画を進めていきたいと考えておりますが、ご異議ございませんか。

委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。 続きまして、「議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局より説明願います。
山崎主任	農業を営んでいた被相続人から、相続により農地等を取得した相続人が引き続き農業を営むのに伴い、農地等の相続税の納税猶予を受けるため、今回1件の適格者証明願が提出されています。 議案書1ページから2ページをご覧ください。 案件1は、被相続人が平成30年8月に亡くなられたことにより、相続人が潮江の計5筆、4,985.61㎡の農地等を相続し、引き続き農業経営を行うものです。このうち2番の土地には道路部分があり、その面積を除外しての申請となっております。 また、3、4、5番の土地には駐車場や舗装部分、倉庫があり、その面積を除外しての申請となっております。 この案件につきまして、申請人同行のうえ、地元の農地利用最適化推進委員と現地調査を行い、農地であることとともに適格者であることを確認しております。各筆の作付品目については備考欄に記載のとおりです。 この案件について、適格者証明書を交付したいと思いますので、承認をお願いいたします。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —

議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。 続きまして、報告事項に移ります。 農地の権利取得の下限面積（別段面積）（案）の設定について、事務局より報告願います。
岩崎次長	— 農地の権利取得の下限面積（別段面積）（案）の設定について 報告 —
議 長	これにつきましては、3ページにありますように、平成31年4月24日開催の運営委員会の協議で、以下の事項が確認されたということで、運営委員会の方針としてこのような方針を示したところでございます。本日の臨時総会におきまして、ご意見を伺いながら今後の方針として進めていきたいと考えておりますので、ご検討をよろしくお願いいたします。先ほどの説明にもありましたが、昨年度に下限面積を1aに設定して農地付き空き家を提供しております。島根雲南市へ視察に行きましたが、「定住はしたが農業振興には役立っていない」と回答がありました。そこで農業経営という観点に立って鏡地区や土佐山地区で農業をやる人を増やそうという目的での下限面積の緩和ですので、この考え方でいいのかご意見をいただきたいと思います。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようでございますので、3ページの内容で各地区の農業者の意見を聞き、参考にしながら今後の方針を決定していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのようにいたします。 続きまして、高知市農業施策等に関する意見回答会について、事務局より報告願います。

長岡事務局長

― 高知市農業施策等に関する意見回答会について 報告 ―

議長

事務局長から説明がありましたが、私の方から内容について簡単に報告をしたいと思います。

1 ページをご覧ください。

「担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望」ということで4項目ありますが、回答は次のページに出ております。これにつきましては、担当の方から補足をしたところでございますが、「(1)「人・農地プラン」への取組強化」については、先ほどの中島(正)委員の質問に答えたとおりでございます。今後、農林水産部と話し合いながら進めていくというようにしております。「(2) 農地中間管理事業の推進」については、当然推進をしていくわけですが、一方で高知市農業委員会が行っています農地銀行の取組も強化していくとしております。農地中間管理事業だけではいけないというような話をしました。「(3) 耕作道整備等による優良農地確保のための支援」につきましては、国・県との補助事業との関係でなかなか行っていないということでございますが、積極的に地元が推進するという姿勢を示していただければ、予算の範囲内でできるのではないかと回答をいただいております。「(4) 多面的機能支払交付金制度の導入支援」につきましては、先ほど、中山間地域等直接支払制度の説明がありましたが、そのような交付金が国から支払われる制度もできており、また多面的機能支払交付金制度にも活動組織の設立と煩雑な事務処理等に係る農業者の負担を軽減させるため、旧市町村単位の広域エリアによる組織の立ち上げや事務員の雇用、委託等の支援を実施する方向にお願いしたいと話をしております。回答では、各組織の費用負担が大きくなることや各組織の自主性が低下するおそれがあるということでございます。

「耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望」の「(5) 拡大する有害鳥獣被害に対する防止対策の拡充」につきましては、イノシシの被害が増加しており、イノシシ捕獲報奨金については、平成30年度の予算は600頭で計上しておりましたが、平成31年度は700頭分に予算を拡大しました。シカの被害も今年度から入ってきております。防止柵についても利用が1回限りとしていたものを複数回活用できるようにするという回答をいただいております。「(6) 竹林被害対策を担当する部署の設置」については明確な回答がありませんでした。

議 長	次に、「新規参入の促進に関する要望」の「(7) 新規就農者等に提供する中古ハウスの確保と仕組みづくり」につきましては、農地中間管理機構に対して土地の使用貸借だけではなく、中古ハウスの貸借についても関与していただきたいと話をしたところですが、なかなか中古ハウスまではできないと回答をいただいておりますが、高知市に対して県の方に働きかけていただきたいと話をしております。「(8) 農業次世代人材投資事業を補完する市単独の給付金制度の創設」と「(9) 認定農業者が受けるメリットの拡充」については、良い回答はありません。「(10) 中山間地域の農業経営を持続させるための取組」につきましては、中山間地農業の作目の収益等、いろいろと考えておられるということでございました。 「高知市の農業発展に関する要望」の「(1) 市街化区域内農地保全のための生産緑地制度の導入」につきましては、現在手続きをするようになっております。移動農業委員会におきましても初月地区、潮江地区、鴨田地区の3ヶ所で生産緑地制度の説明もごさいますので、申込みがどれくらいになるのか注目をしているところでございます。内容につきましては、農業委員会と農林水産部と都市建設部が話し合いをしたところですが、国や市の要件がございますので指定についてが難しい部分もあると思いますが、来年以降に見直しをするという方向でおりますので、将来に向けて良い制度にしていきたいと思っております。他の意見につきましては、時間の関係で話をすることができませんでした。そんな中で出席していただきました運営委員の皆さんには、さまざまな意見をいただきまして、いろいろ思うことがあると思いますが、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。 以上です。他にございせんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	事務局から他にありませんか。
岩崎次長	— 『全国農業会議所発行農政調査時報（2019 春No.581）』の緒方高知大学教授寄稿文について 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございせんか。

委 員	— 意見なし —
閉 会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後 3 時 25 分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 7 月 9 日

議 長 大野 哲

議事録署名委員 西村 龍洋

議事録署名委員 松 田 環

議事録作成者 廣 末 翔 太